

岬町営住宅募集のしおり

●入居者の選考について

町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の中でも、特に困窮度が高い方について、地域の実情を踏まえて、入居者の募集、選考において、優先的に取り扱うことができると法令により定められています。

岬町では、新婚・子育て世帯が優先的に入居できるよう、募集する住戸の中に、新婚・子育て世帯向けの戸数枠を設定しています。また、落選者への配慮として、過去3年間において落選された方については、当選倍率を有利に取り扱うこととしています。

これらの取扱いを行った上で、申込み多数の住戸については、公平性を保つため、公開抽選を行い、当選者は、「入居予定者」として決定し、落選者は、順位を決定して「補欠者登録」を行います。

なお、申込みのなかった住戸があれば、引き続き「随時募集（先着順）」を行います。

「随時募集（先着順）」に関しては、岬町のホームページでご確認いただくか、建築課窓口へお問い合わせください。

●応募（入居）資格について

以下の「共通申込資格」のすべての要件を満たし、それぞれの応募世帯区分の要件を満たしている方とします。

共通申込資格

（１） 現在、住宅に困窮している方。

持家のある方は、原則として申し込めません。

岬町営住宅の入居者は、原則として申し込めません。

（２） 岬町営住宅条例で規定されている収入基準に適合する方。

（３） 家賃の支払能力がある（税金や水道料金の滞納がない）方。

（４） 連帯保証人を確保できる方。

連帯保証人とは、応募者と別世帯で、かつ応募者及び同居者の合計収入を上回る方。

連帯保証人の確保ができない場合であっても、機関保証制度として、民間の家賃債務保証会社による保証を利用できる場合は申し込めます。

- (5) 応募者が日本国籍を有する方、又は外国人で中長期在留者（「永住者」、「日本人の配偶者等」に限る）、特別永住者であること。
- (6) 応募者及び応募者と現に同居し、又は同居しようとするその親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

一般世帯

「共通申込資格」のすべての要件を満たし、更に次の要件を満たしていること。

- (1) 現に同居者（申込日を基準日とし、実態上、居住を一にしている親族）があり、同居者を含む入居人数が、原則、申込みしようとする住戸タイプ別入居人数基準以上である方。ただし、単身者については、「単身者資格要件」（P 11～P 12）に該当すれば申込みができます。

新婚世帯

「共通申込資格」のすべての要件を満たし、更に次の要件を満たしていること。

- (1) 入居人数が、2名以上である方。
- (2) 既婚者については、婚姻の届出が申込日を基準日とし、2年以内の方。
- (3) 婚約者との申込みについては、申込日を基準日とし、婚約中で、入居する日までに婚姻（入籍）することができる方。（婚姻届受理証明書又は入籍後の戸籍謄本で確認します。）

子育て世帯

「共通申込資格」のすべての要件を満たし、更に次の要件を満たしていること。

- (1) 現に同居者（申込日を基準日とし、実態上、居住を一にしている親族）があり、同居者を含む入居人数が、2名以上である方。
- (2) 同居者に、中学生以下の子供がいる方。

犬、猫等の動物は飼育できません。（岬町営住宅条例施行規則第17条の4）

●募集住宅について

住宅名称	部屋番号	間取り 入居人数基準 (原則)	募集区分
緑ヶ丘住宅 (公営住宅)	2号棟701号	3DK 3人以上	新婚・子育て世帯向け
多奈川小田平住宅 (改良住宅)	1302号	3LDK 3人以上	新婚・子育て世帯向け
	2802号	3LDK 3人以上	一般世帯向け
多奈川平野北住宅 (改良住宅)	301号	3LDK 3人以上	一般世帯向け
	401号	3LDK 3人以上	新婚・子育て世帯向け

注 意

重複して申し込むことはできません。

入居後、ほかの町営住宅（部屋）へ移ることはできません。

募集期間中に応募がなかった住宅があった場合は、募集区分を変更することがあります。

「単身者資格要件」（P11～P12）に該当すれば、入居人数基準に関わらず、1名でも（一般世帯向け募集区分に限る）申込みができます。

●申込期間

令和7年9月1日（月）9時 から 令和7年9月16日（火）17時30分 まで

ただし、役場 閉庁日・執務時間外等は申し込みできません。

●提出書類

提出書類	公募の場合	随時募集の場合
①町営住宅入居申込書	申込時に提出	申込時に提出
②住民票 (応募者及び同居者全員の続柄記載)	当選通知から 10開庁日以内 に提出	
③応募者及び同居者全員の所得がわかるもの (課税証明書等、新たに働き始めた場合などは 給与明細等、所得がない場合は預金通帳のコ ピー等)		
④市町村税完納証明(応募者及び同居者全員)、 水道料金完納証明		
⑤家賃の証明書 (親族等の所有の家に同居の場合は、家屋の所 有者がわかる書類)		
⑥婚姻日又は婚約中であることがわかるもの (戸籍謄本等)※新婚世帯のみ		
⑦裁量世帯(障がい者等の世帯)に該当するこ とがわかるもの(公的証明等)※該当者のみ		
⑧生活保護を受給していることがわかるもの (保護開始(変更)決定通知書)※該当者のみ		

※ このほか、家賃を決定するための収入申告や、緑ヶ丘住宅においては駐車場の別途契約
手続、多奈川平野北住宅においては浄化槽使用に関する手続などが必要となります。

●申込書等の提出先

岬町役場 都市整備部 建築課 建築・住宅係

電話 072-492-2736

午前9時～午後5時30分（土・日・祝・執務時間外を除く）

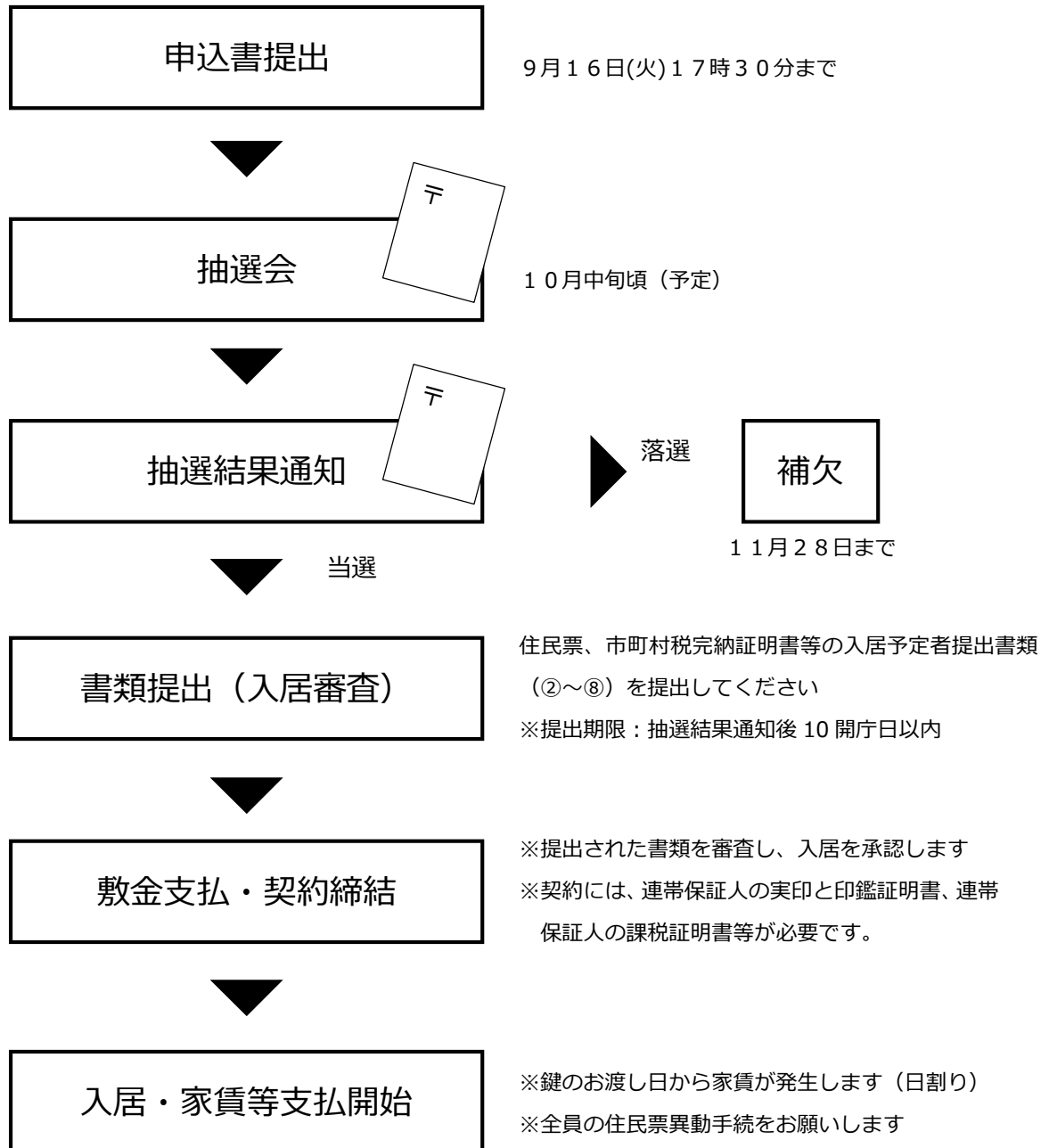
●オンラインでの申込

オンラインでの申込みはこちら



<https://logoform.jp/f/Q5ROI>

●応募されてから入居まで



●応募上のご注意

- 1 公募の場合は、①町営住宅入居申込書により受付をし、公開抽選により入居予定者となり、随時募集の場合は、申込提出書類（①～⑧）をすべて提出された方から入居予定者となります。
- 2 入居のとき、申込書に記載された方全員が同時に入居する必要があります（死亡は除く）。申込み後、同居者に変更（出生・死亡は除く）があった場合は入居できません。
- 3 敷金は家賃の3か月分です。
- 4 入居時には、連帯保証人が必要です。連帯保証人は独立の生計を営み、かつ申込者本人及び同居者の合計収入と同程度以上の収入のある方でなければなりません。（機関保証の利用可）
- 5 次のような場合は申込みを無効とします。また、受け付けた後、入居予定者となっても失格となります。
 - （1） 入居者応募資格を満たさない場合
 - （2） 入居のとき、応募者及び同居者全員が同時に入居できない場合（死亡は除く）
 - （3） 入居のとき、入居承認した住戸に応募者及び同居者全員が住民票の異動手続きできない場合
 - （4） 申込後、同居者に変更（出生、死亡は除く）があった場合
 - （5） 連帯保証人がない場合
 - （6） 申込書に不正の記載があった場合
 - （7） 世帯を不自然に分割又は合併した申込みをした場合
 - （8） 過去に岬町営住宅に居住していた方については、岬町営住宅条例又は同条例施行規則等に違反するなど、不正な使用をしていた場合
 - （9） 市町村税又は水道料金を完納していない場合
 - （10） 婚約者との申込みで、入居する日までに婚姻（入籍）届出をしていない場合
 - （11） 申込提出書類（②～⑧）を期間内に提出しない場合（※公募の場合）
- 6 犬、猫などの動物は飼育できません。（岬町営住宅条例施行規則第17条の4）

●入居申込書の書き方

太線枠内を記入してください。裏面も記入してください。

該当する欄はすべて記入してください。

●収入基準について

町営住宅は、法令により収入基準が定められています。

申込書の裏面を参考にして、あなたの世帯の月収額を算出してください。

世帯の中に所得を得ている人が2人以上いる場合は、それぞれの人について計算してください。

収入がない場合は、「0」と記入してください。

【収入基準】は、上記により計算した後の【月収額】が158,000円以下です。
ただし、【裁量世帯】（P9～P10）に該当する方は、計算後の【月収額】が259,000円以下の方も申し込みできます。

- ※ 【収入基準】を超える場合は申し込みできません。受け付けた後、入居予定者に決定されても、入居資格審査（書類審査）時に判明すれば失格となります。
- ※ 【月収額】は申込書裏面にある方法で計算してください。
- ※ 【控除額】については、申込書裏面の控除額欄を確かめ、同居、扶養親族控除及び該当する特別控除を必ず差し引いて計算してください。
- ※ 生活保護の各種扶助費や非課税の年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）及び仕送りなどの非課税所得は、収入金額0円として計算してください。また、申込書には、収入の種類等がわかるように明記しておいてください。

●【裁量世帯】について

次の A ～ J に該当する世帯の方は、計算後の月収額が、2 5 9 , 0 0 0 円以下の方であれば申込みが可能となります。

- A. 身体障がい者世帯 … 申込本人又は同居者に、身体障がい者手帳 1 級から 4 級までの交付を受けた者がいる世帯。
- B. 精神障がい者世帯 … 申込本人又は同居者に、精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けた者、又は現に医療に当たり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された者がいる世帯。
- C. 知的障がい者世帯 … 「B.」に規定する精神障がいの程度に相当する程度の知的障がい者がいる世帯。
- D. 6 0 歳以上の世帯 … 申込本人が 6 0 歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが 6 0 歳以上又は 1 8 歳未満の方である世帯。（なお、年齢は募集期間末日現在での満年齢をいいます。）
- E. 戦傷病者世帯 … 申込本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の方がいる世帯。
- F. 原子爆弾被爆者世帯 … 申込本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- G. 海外からの引揚者世帯 … 申込本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる世帯。※厚生労働省が発行する証明書が必要です。

H. ハンセン病療養所入所者等世帯 … 申込本人又は同居しようとする方に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者がいる世帯。

I. 子育て世帯 … 同居者に、中学生以下の子供がいる世帯。

J. 新婚世帯 … 申込本人又は同居しようとする方に、婚姻関係（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情ある方その他婚姻の予定者を含む）があり、下記の（ア）又は（イ）に該当する世帯。

（ア） 婚姻の届出（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある方）が2年以内であること。

（イ） 婚姻の予定者である方は、婚姻届出日が入居期日までであること。

●【単身者資格要件】について

次の（１）～（１０）のいずれかに該当し、かつ共通申込資格（P 1～P 2 参照）のすべての要件を満たしている単身者。

- （１）年齢が 60 歳以上又は 35 歳以下の方。

年齢については、募集期間末日現在での満年齢。

- （２）身体障がい者

身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が 1 級から 4 級までの方。

- （３）精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方。

- （４）知的障がい者

療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方。

- （５）戦傷病者

戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第 6 項症までと第 1 款症の方。

- （６）原子爆弾被爆者

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方。

- （７）生活保護受給者等

生活保護又は、中国残留邦人等に対する支給給付を受けている方。

- （８）海外からの引揚者

海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引揚げ日から起算して5年を経過していない方。※厚生労働省が発行する証明書が必要です。

（9）ハンセン病療養所入所者等

平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方。

（10）DV被害者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していない方。
- ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- ③ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業受託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等の交付を受けている団体）で、母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方。

※①については、大阪府女性相談センターが発行する証明書が、また、②については裁判所が命令した保護命令決定書の写しが必要です。）

※（2）～（10）の要件については、申込日時時点で満たしていることが必要です。

●月収額の計算方法

給与所得者の場合

給与等の収入金額の年間合計額を下表から計算し、年間所得金額を申込書の裏にある方法で計算してください。

年 間 総 収 入 額 の 計 算	あなたが仕事を始めた時期	年 間 総 収 入 金 額 (給与等の収入金額の年間合計額)
	1. 現在の勤務先に令和6年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和6年中の給与等の収入金額の年間合計額（課税証明書の給与支払金額）
	2. 現在の勤務先に令和6年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月間の給与等の収入金額（税込み）の年間合計額
	3. 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月から申込月の前月までの給与等の収入金額（税込み）をもとに次により計算した推定総収入金額 $\frac{(\text{給与等の収入金額} - \text{賞与})}{(\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数})} \times 12 + \text{賞与}$ = 1年間の推定総収入金額 ※賞与は既に受給したもののみを計算に含めます。
	4. 現在の勤務先に勤めてからまだ1か月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

年間総収入金額は、賞与・臨時給与・手当などを含めた税込み金額です。

就職時期に合わせて該当する欄をみて計算してください。

年金所得者の場合

年金等の収入金額の年間合計額を下表から計算し、年間年金所得金額を申込書の裏にある方法で計算してください。

	年 間 受 給 期 間	年 間 総 収 入 金 額
年 間 総 収 入 金 額 の 計 算	1. 引き続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額 なお、年金額の改定があったときは年金改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を受給されている場合は、その合計支払年金額)
	2. 年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額 なお、年金額の改定があったときは年金改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を受給されている場合は、その合計支払年金額)

その他の所得者（給与及び年金所得者以外）の場合

	開 業 等 の 時 期	年 間 総 所 得 金 額
年 間 総 所 得 金 額 の 計 算	1. 令和6年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	令和6年中の年間総所得金額 (課税証明書の営業所得等の金額)
	2. 令和6年1月2日以降に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額から計算する。 (収入期間のとり方については【給与所得者の場合】の「あなたが仕事を始めた時期」の例にならってください。)

以上の年間総収入金額・年間総所得金額から、申込書裏面の月収額計算方法を参考に
して申込家族の月収額を算出し、欄に記入してください。